

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について</p> <p>(昭和 35 年 4 月 14 日) (医発第 293 号) 最終改正令和元年 12 月 18 日 (各都道府県知事宛厚生省医務局長通知)</p> <p>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許、籍（名簿）訂正、登録の抹消（消除）並びに免許証の書換え及び再交付の申請手続については関係法令により定められているところであるが、各手続の事務処理の詳細については、別紙取扱要領により処理されたく願います。</p> <p>なお、別添 1 及び 2 の審査要領についても、事務処理上の参考に供されたい。</p> <p>(別紙)</p> <p>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許申請等の取扱要領</p> <p>第一 共通事項</p> <p>1 ～ 12 (略)</p> <p>13 死亡等の理由による登録の抹消（消除）申請書の添付書類</p> <p>死亡又は失踪の理由による登録の抹消（消除）申請の場合は、死亡診断書、死体検案書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは失踪宣言を証する書類を添付させること。</p> <p>なお、死亡診断書及び死体検案書は写しの使用も可能であること。</p> <p>14 ～ 15 (略)</p> <p>第二 従前の規定又は戦後引揚者による医師及び歯科医師の免許申請について</p> <p>1 従前の規定により免許を受けることができる者の免許手続</p> <p>医師法第 41 条又は歯科医師法第 42 条の規定に該当する者の免許申請の手続は、昭和 21 年 9 月改正前の国民医療法施行規則(昭和 17 年厚生省令第 48 号) (以下「国民医療規則」という。)の例によるものであるが、国民医療規則第 5 条第 3 号に</p>	<p>医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について</p> <p>(昭和 35 年 4 月 14 日) (医発第 293 号) 最終改正平成 30 年 12 月 10 日 (各都道府県知事宛厚生省医務局長通知)</p> <p>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許、籍（名簿）訂正、登録の抹消（消除）並びに免許証の書換え及び再交付の申請手続については関係法令により定められているところであるが、各手続の事務処理の詳細については、別紙取扱要領により処理されたく願います。</p> <p>なお、別添 1 及び 2 の審査要領についても、事務処理上の参考に供されたい。</p> <p>(別紙)</p> <p>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許申請等の取扱要領</p> <p>第一 共通事項</p> <p>1 ～ 12 (略)</p> <p>13 死亡等の理由による登録の抹消（消除）申請書の添付書類</p> <p>死亡又は失踪の理由による登録の抹消（消除）申請の場合は、死亡診断書、死体検案書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは失踪宣言を証する書類を添付させること。</p> <p>なお、死亡診断書及び死体検案書は写しの使用も可能であること。<u>なお、写しを添付する場合には、都道府県において原本と相違ない旨の証明を附し、必ず証明年月日、証明者の所属部局及び役職名（印を押捺すること。）を明記すること。</u></p> <p>14 ～ 15 (略)</p> <p>第二 従前の規定又は戦後引揚者による医師及び歯科医師の免許申請について</p> <p>1 従前の規定により免許を受けることができる者の免許手続</p> <p>医師法第 41 条又は歯科医師法第 42 条の規定に該当する者の免許申請の手続は、昭和 21 年 9 月改正前の国民医療法施行規則(昭和 17 年厚生省令第 48 号) (以下「国民医療規則」という。)の例によるものであるが、国民医療規則第 5 条第 3 号に</p>

規定する書面はこれを添付することができない事情にあり、かつ、免許の欠格事由についても若干現行法規と相違ある点があるので国民医療規則第5条第1項の申請書に以下の書類を添付させるよう取扱うこと。

なお、国民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和21年勅令第402号)附則第2項に規定する昭和21年9月1日までに申請ができなかったやむを得ない理由の理由書は添付させること。

イ 国民医療規則第5条第1号及び第2号に規定する書類

ロ 罰金以上の刑に処せられたことの有無(あるときはその罪及び刑)又は医事に関する犯罪の有無(あるときはその罪についての申立書)

ハ 医師法施行規則第1条の3第2項第3号又は歯科医師法施行規則第1条の3第2項第3号に規定する医師の診断書

2 (略)

第三 (略)

[別添1]

医師及び歯科医師の免許申請書等の審査要領

第一 免許申請について

1 (略)

2 関係書類は洩れなく添付されているか。

イ 国家試験合格証書の写し

ただし、申請書に合格した国家試験の施行年月、回数、受験地及び受験番号を記入した場合はこの限りでない。

ロ 住民票の写し(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。(以下同じ。))又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本(市区町村の戸籍事務がコンピューター化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明とする。(以下同じ。))

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し。

なお、申請書において出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合若しくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付させること。

ハ 医師の診断書

規定する書面はこれを添付することができない事情にあり、かつ、免許の欠格事由についても若干現行法規と相違ある点があるので国民医療規則第5条第1項の申請書に以下の書類を添付させるよう取扱うこと。

なお、国民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和21年勅令第402号)附則第2項に規定する昭和21年9月1日までに申請ができなかったやむを得ない理由の理由書は添付させること。

イ 国民医療規則第5条第1号及び第2号に規定する書類

ロ 成年被後見人、被保佐人又は罰金以上の刑に処せられたことの有無(あるときはその罪及び刑)若しくは医事に関する犯罪の有無(あるときはその罪についての申立書)

ハ 医師法施行規則第1条の3第2項第4号又は歯科医師法施行規則第1条の3第2項第4号に規定する医師の診断書

2 (略)

第三 (略)

[別添1]

医師及び歯科医師の免許申請書等の審査要領

第一 免許申請について

1 (略)

2 関係書類は洩れなく添付されているか。

イ 国家試験合格証書の写し

ただし、申請書に合格した国家試験の施行年月、回数、受験地及び受験番号を記入した場合はこの限りでない。

ロ 住民票の写し(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。(以下同じ。))又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本(市区町村の戸籍事務がコンピューター化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明とする。(以下同じ。))

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し。

なお、申請書において出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合若しくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付させること。

ハ 医師の診断書

ニ 後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面。

3 (略)

4 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ 罰金以上の刑に処せられたことの有無及び医事に関する犯罪又は不正の行為を行ったことの有無が洩れなく記入されているか。

ロ 本籍（外国籍の者の場合は国籍。（以下同じ。））、氏名及び生年月日は住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本と合致するか。特に、氏名には留意すること。

ハ 住民票の写しの国籍・地域欄に「台湾」と記載されている外国籍の者の場合、申請書の本籍（国籍）欄に「中国」と記入されているか。

ニ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。

ホ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。

※ 特に、上記二に該当する者の場合、氏名欄及び通称名欄の双方に氏名が記載されている誤りがあるため注意すること。

ヘ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。

ト 申請年月日及び申請者印（氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可）は脱洩していないか。

チ 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

5 ～ 7 (略)

第二 (略)

第三 (略)

~~第四 精神の機能の障害を有する状態となり業務の継続が著しく困難になったときの届け出について~~

~~1 届出は医師法施行規則第三条の三又は歯科医師法施行規則第三条の三の規定により受理して差支えないか。~~

~~2 届出を行った者は本人か。本人ではない場合はその法定代理人若しくは同居の親族である旨、都道府県の意見を具して進~~

3 (略)

4 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ 成年被後見人及び被保佐人であるか否か、罰金以上の刑に処せられたことの有無及び医事に関する犯罪又は不正の行為を行ったことの有無が洩れなく記入されているか。

ロ 本籍（外国籍の者の場合は国籍。（以下同じ。））、氏名及び生年月日は住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本と合致するか。特に、氏名には留意すること。

ハ 住民票の写しの国籍・地域欄に「台湾」と記載されている外国籍の者の場合、申請書の本籍（国籍）欄に「中国」と記入されているか。

ニ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。

ホ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。

※ 特に、上記二に該当する者の場合、氏名欄及び通称名欄の双方に氏名が記載されている誤りがあるため注意すること。

ヘ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。

ト 申請年月日及び申請者印（氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可）は脱洩していないか。

チ 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

5 ～ 7 (略)

第二 (略)

第三 (略)

8 後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面に不備な点はないか。

~~達すること。~~

~~3 一次の内容を含む医師の診断書が添付されているか。(任意様式)~~

~~—イ 病名~~

~~—ロ 障害の程度~~

~~—ハ 病因~~

~~—ニ 病後の経過~~

~~—ホ 治癒の見込み~~

~~—ヘ その他の特記事項(あれば記入すること。)~~

~~4 医師の診断書に不備な点はないか。~~

~~—イ 被診断者の氏名、性別及び生年月日又は年齢(満年齢による。)に誤りはないか。~~

~~—ロ 診断書作成年月日、診断した医師の氏名及び診療科名、病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称及び所在地、氏名印(署名の場合は押印省略可)が記入及び押捺されているか。~~

~~—ハ 訂正箇所には診断した医師の訂正印が押捺されているか。~~

~~—ニ 発行後1か月を経過していないか。~~

第四 免許証書換え交付申請について

1 ～ 6 (略)

第五 免許証再交付申請について

1 ～ 7 (略)

[別添2]

保健師助産師及び看護師の免許申請書等の審査要領 (略)

[別添3]

診断書の様式 (略)

第四 免許証書換え交付申請について

1 ～ 6 (略)

第五 免許証再交付申請について

1 ～ 7 (略)

[別添2]

保健師助産師及び看護師の免許申請書等の審査要領 (略)

[別添3]

診断書の様式 (略)